

経営革新計画に係る計画期間の定め方

Q.計画期間の始期・年数・終期の設定方法が分からない。単純に始期+計画年数 = 終期になるのでは？

A.異なります。

申請承認時に提出いただく、直近決算書の決算月 を確認ください。
これが計画期間設定時に起点となります。

「計画起点」は、本計算のために便宜的に名付けたもので、申請書類内で登場しません。

個人事業主の場合は直近確定申告書月（直前の12月）

計画起点：申請時提出する直近決算書の決算月

始 期：承認検討会開催日の属する月

計画期間：3～5年（研究期間が存在する場合は、これを足したもの）

終 期：計画終了年の決算月が属する月

よって、計画期間途中で決算月の変更がない限り以下のとおりとなります。

終期 = 計画起点 + 計画期間

つまり、申請時のタイミングによって、3年計画であっても、計画実期間が2年と数ヶ月となるケースも多々出てきます。この場合「経営の相当程度の向上」に係る指標は、3年計画のものが設定されます。

達成が難しいようでしたら、計画期間4年と設定することを検討ください。